

## 新座市防犯灯設置費及び管理費補助金交付要綱

(平成4年3月31日告示第46号)

(趣旨)

第1条 この告示は、補助金の交付について別に定めるもののほか、夜間における通行の安全を確保し、犯罪等の防止を図るため、防犯灯を設置し、管理する町内会等に対し、防犯灯の設置費及び管理費を補助するために必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる防犯灯は、町内会等（新座市町内会等補助金交付要綱（昭和52年新座市告示第38号）第2条に規定する町内会等をいう。以下同じ。）が私道内に設置し、管理する照明灯であって、次に掲げるものとする。

- (1) 消費電力が20W以上100W未満の独立灯又は共架式の照明灯
- (2) 消費電力が100W未満の独立式又は共架式のLED照明灯又はこれに準じる環境配慮型照明灯（次条において「LED照明灯等」という。）

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 設置費に係る補助

- ア 独立式 1灯の設置に要した費用の5分の4以内とし、40,000円（LED照明灯等にあつては50,000円）を限度とする。
- イ 共架式 1灯の設置に要した費用の2分の1以内とし、11,000円（LED照明灯等にあつては25,000円）を限度とする。

(2) 管理費に係る補助

- ア 電気料 6か月分の電気料の合計額の3分の2以内（LED照明灯等にあつては合計額）で750円を限度とする。ただし、12か月分の電気料を一括で前払した場合にあつては、当該支払った額の3分の2以内（LED照明灯等にあつては当該支払った額）とし、1,500円を限度とする。
- イ 修繕料 1灯の修繕に要した費用の2分の1以内で5,000円（LED照明灯等にあつては25,000円）を限度とする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする町内会等は、設置費に係る補助にあつては新座市防犯灯設置費補助金交付申請書に、管理費に係る補助にあつては新座市防犯灯管理費補助金交付申請書にそれぞれ関係書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請は、補助を受けようとする年度の8月末日（2月から7月までの

分)及び2月末日(8月から1月までの分)までにそれぞれ行うものとする。  
ただし、一括で前払した電気料に係る補助金については、当該支払った日の属する期間に応じて申請を行うものとする。

(補助の決定)

第5条 前条の申請があったときは、その内容を審査の上、補助の適否を決定し、速やかに新座市防犯灯設置費・管理費補助金交付(不交付)決定通知書により通知するものとする。

(変更の届出)

第6条 補助の対象となる防犯灯について変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を届け出るものとする。

(実績報告)

第7条 防犯灯に係る補助を受けた町内会等は、補助金の交付年度終了後60日以内に新座市防犯灯設置費・管理費補助金実績報告書を提出するものとする。

(台帳の作成)

第8条 補助金を町内会等に交付したときは、新座市防犯灯設置及び管理台帳に防犯灯の設置箇所、種類、灯数その他必要な事項を記載するものとする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、様式の作成その他の防犯灯に係る補助金交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 新座市防犯灯設置及び管理の補助に関する要綱(昭和52年新座市告示第77号)は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に廃止前の新座市防犯灯設置及び管理の補助に関する要綱の規定によりされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成10年告示第198号)

- 1 この告示は、平成10年10月1日から施行する。
- 2 平成11年2月末日までに行う補助金の申請に限り、改正後の第4条第2項の規定の適用については、同項中「8月から1月まで」とあるのは、「10月から1月まで」とする。

附 則(平成13年告示第57号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成21年告示第123号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第117号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第29号）

1 この告示は、平成25年2月5日から施行する。

2 改正後の新座市防犯灯設置費及び管理費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の補助金の申請について適用し、同日前の補助金の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成26年告示第216号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の新座市防犯灯設置費及び管理費補助金交付要綱の規定は、平成26年2月1日以後の防犯灯の設置費及び管理費について適用する。

附 則（平成27年告示第61号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の新座市防犯灯設置費及び管理費補助金交付要綱の規定は、平成26年8月1日以後の防犯灯の設置費及び管理費について適用する。

附 則（平成29年告示第507号）

この告示は、平成30年1月1日から施行する。